



禁複写

一般廃棄物再生利用業指定証

東み環第317号
令和8年2月16日

香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
株式会社 パブリック
代表取締役 川崎 佳日出 殿

徳島県三好郡東みよし町
東みよし町長 松浦 敬治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条2号及び第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業と指定したことを証します。

指定年月日	令和7年 3月23日
指定番号	第7-1号
事業の範囲	事業の種類 再生輸送・再生活用
	取り扱う一般廃棄物の種類 ①事業所から排出される生ごみ、動植物性残渣 ②事業所から排出される紙、木、繊維 ③国、県の管理地から発生する草木等 ④ビン、缶、ペットボトル等
再利用の目的	①②③堆肥化及び燃料、堆肥副資材として再生利用 ④有価物又はリサイクル原料として再生利用
廃棄物再生場の名称及び所在地	①(株)パブリック まんのう工場 香川県仲多度郡満濃町大字炭所東字山畑524番地8 三豊オーガニックステーション 香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番地2、 乙356番地6、乙356番地7、乙356番地8 ②③④(株)パブリック 本社工場（香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番地1） 三豊工場（香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番地） 丸亀事業所（香川県丸亀市土器町北二丁目16番地、 17番地2、17番地5） ④(株)リリース （徳島県三好郡東みよし町昼間305番地2） ※(株)パブリックみよし営業所 （徳島県三好郡東みよし町昼間字谷288番地1）
指定期間	令和7年 3月23日～令和9年 3月22日
指定条件	関係法令及び申請書記載事項を遵守すること。
備考	